福　　障　　第　 ２７１ 　号

2019年（令和元年）５月16日

福山市内障がい児通所支援事業者　各位

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課福祉サービス担当課長

障害児通所支援事業強度行動障害児支援加算への対応について

日頃から本市の児童福祉行政にご理解，ご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

　さて，2018年（平成30年）４月の報酬改定により新設された強度行動障害児支援加算について，加算を算定する場合の対応の方法について整理しましたので通知します。今後，次のとおり取り扱っていただきますようお願いします。

１　障害児通所支援事業強度行動障害児支援加算の内容

　　強度行動障害児支援加算：１５５単位

　　　強度の行動障がいを有する児童（別紙参照）に対し，強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者が指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行った場合，１日につき所定単位数を加算する。

２　加算の対象となる事業（共生型を含む）

（１）児童発達支援（重症心身障がい児に支援を行う場合を除く）

（２）放課後等デイサービス（重症心身障がい児に支援を行う場合を除く）

３　強度行動障害児支援加算算定の流れ

（１）職員の配置

　　　事業所が強度行動障害児支援加算を算定する場合，強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を受講し，研修を修了した証明書の交付を受けた直接支援職員を配置する必要があります。

（２）加算を算定する旨の届出

　　　事業所が加算を算定しようとするときは，給付費算定に係る体制等に関する届出書を加算を算定する前月の15日までに本市へ提出する必要があります。

（３）保護者への説明

　　　事業所は，対象となる児童の保護者へ，加算の対象となる可能性があることについて説明します。また，強度行動障害支援者養成研修を受講した職員による支援の内容と加算を算定することによる利用者負担額への影響等を説明し，加算を算定することについて同意を得ます。その後，別紙『強度行動障害児支援加算確認票』（以下「確認票」という）を用いながら事業所が保護者と面談を実施し，合計点数が20点以上になることを確認します。確認票は保護者へ写しを渡し，加算の対象となるための支給申請の際に本市に提出するよう説明します。

（４）支給決定手続き（※福山市にお住まいの利用者の場合）

　　　本市は，障害児通所給付決定変更申請書と確認票を保護者から受理し，加算要件を満たしている場合，強度行動障害児支援加算の決定を行い，受給者証を発行します。

※申請日翌月１日より適用　申請日が１日の場合は当月１日より適用

（５）研修修了者によるサービス提供

　　　事業所は，強度行動障害児支援加算の決定がされた受給者証を確認してから，加算の対象となるサービスの提供を行います。研修修了者によるサービス提供を実施した日は実績記録表の備考欄に「強行加算」と記入し，保護者に確認印又はサインをもらいます。